

STOP!

不法投棄は 犯罪

5年以下の懲役 ^{もしくは}
1,000万円以下の罰金
(法人の場合は3億円以下) またはその両方

10月は北海道の廃棄物適正処理推進月間です

不法投棄とは、ルールを守らずにごみを捨てることをいいます。道端へのポイ捨てや分別せずにごみを排出することも法律で禁止されている不法投棄になります。

不法投棄は自然や景観を損ない、地下水の汚染や生活環境に悪影響をもたらすこともあります。誰も見ていないから、少しくらいならといった軽率な考えが、自然や地域に大きなダメージを与えることがあります。ごみはルールを守って正しく出しましょう。
問合先 廃棄物対策課 ☎ 35-4395



市は、パトロールによる監視や警察と連携した対応を行っており、不法投棄の未然防止や早期発見、投棄者の特定に努めています

不法投棄をさせない!

管理が行き届いていない状況は「ここなら見つからないだろう」という印象を与え、不法投棄されやすくなります。

不法投棄を防ぐためには、土地の所有者(管理者)の意識が重要です。投棄者が判明しない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任で処分しなければなりません。



ロープを張る



定期的に草刈りする



看板を設置する

発見したら通報!

不法投棄をされると、時間がたつにつれて原状回復が困難になります。

不法投棄を発見した場合は、触らずに廃棄物対策課まで連絡してください。市ホームページの不法投棄通報フォームから連絡することもできます。産業廃棄物は、産廃110番もご利用ください。



不法投棄通報フォーム

産廃110番
フリーダイヤル ごみ ハイ 通報
0120-53-8124

北海道循環型社会推進課

通報時に伝えてほしいこと

- 自分の名前・連絡先
- 不法投棄を発見した日時
- 不法投棄の発生場所
- 廃棄物の種類や量
- 現場の被害状況 など